

Vol.49

今回は 消費税

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 熊王 征秀 (武蔵野支部)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157

平成23年度改正と「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の関係について

事例

12月決算法人であるA社は、代表者の体調不良により、平成23年1月1日～平成23年12月31日事業年度中はほぼ休業状態にあったため、同事業年度中の課税売上高は1,000万円以下となった。その後、適用開始課税期間を平成25年1月1日～平成25年12月31日と記載した「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を平成23年度分の確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出している。A社の平成24年1月1日～平成24年12月31日事業年度における課税売上高と給与等の支払額が下記のとおりである場合、A社の平成25年1月1日～平成25年12月31日事業年度における納税義務は免除されるか。

期間 (平成24年度)	1月1日～ 6月30日	7月1日～ 12月31日
課税売上高 (税抜)	1,500万円	2,900万円
給与等の支払額	1,200万円	1,200万円

回答

平成25年度の基準期間(平成23年度)における課税売上高が1,000万円以下であっても、平成25年度の特定期間(平成24年1月1日～平成24年6月30日)における課税売上高と給与等の支払額のいずれもが1,000万円を超える場合には、平成25年度の納税義務は免除されないこととなる。したがって、本事例のように、特定期間中の課税売上高と給与等の支払額のいずれもが1,000万円を超える場合には、速やかに「消費税課税事業者届出書〔特定期間用〕」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

検討

平成23年度消費税改正により、特定期間中の課税売上高が1,000万円を超える場合には、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務は免除されないこととなった。(消法9の2①)。本改正法は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用することとされている(消法附則(平23年)22①)。また、特定期間とは、個人事業者の場合には、前年1月1日から6月30日までの期間、法人の場合には、原則として直前事業年度開始の日以後6か月の期間となるので、本事例の場合には、たとえば基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり、「消費税の納税義務者

でなくなった旨の届出書」を提出している場合であっても、A社の平成25年度分の納税義務は免除されないことになる(消法9の2④二)。

なお、改正法による納税義務の判定にあたっては、小規模事業者の事務負担に配慮して、特定期間中の課税売上高に代え、給与等の支払額によることも認められている(消法9の2③)。給与等の金額とは、所得税の課税対象とされる給与、賞与等が該当し、所得税が非課税とされる通勤手当、旅費等はこれに該当しない。また、給与等の未払額も含めないこととされている(消基通1-5-23)。したがって、本事例における給与の支給基準が月末締め翌月5日払いとなっている場合において、7月5日に支払った6月分の給与があったとしても、これを判定要素に含める必要はない。

特定期間中の課税売上高等により納税義務を判定した結果、平成25年から課税事業者となる場合には、前述のように、「消費税課税事業者届出書〔特定期間用〕」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。



新設法人の納税義務と平成23年度改正の関係について

事例

平成24年11月10日に資本金50万円円で10月決算法人を設立した。当該法人の設立事業年度(平成24年11月10日～平成25年10月31日)とその翌事業年度(平成25年11月1日～平成26年10月31日)は、ともに基準期間が存在せず、また、平成25年1月1日前に設立した法人である。したがって、平成23年度改正法の適用はなく、いずれも納税義務は免除されると考えてよいか。

回答

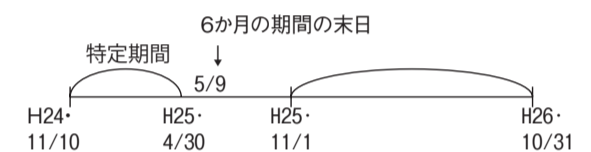
設立事業年度(平成24年11月10日～平成25年10月31日)については免税事業者となるが、第2期である設立事業年度の翌事業年度(平成25年11月1日～平成26年10月31日)は、平成25年1月1日以後に開始する事業年度であり、平成23年度改正法による納税義務の判定が必要となる。したがって、特定期間中の課税売上高と給与等の支払額のいずれもが1,000万円を超える場合には、基準期間がなくとも第2期の納税義務は免除されないことになる。

検討

平成23年度改正法は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事

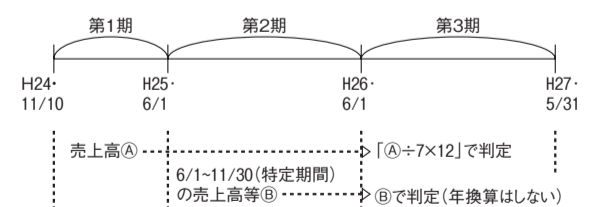
業年度から適用される。したがって、設立登記の日にかかわらず、平成25年1月1日以後に開始する事業年度については改正法による納税義務判定が必要となる。

本事例における特定期間であるが、月末決算法人の6か月の期間の末日が月末でない場合には、下図のように、6か月の期間の末日の属する月の前月末日までの期間を「6か月の期間」とみなし、納税義務を判定することとされている(消令20の6①一)。



したがって、特定期間である平成24年11月10日～平成25年4月30日期間中の課税売上高と給与等の支払額のいずれもが1,000万円を超えている場合には、たとえ基準期間がなくとも第2期(平成25年11月1日～平成26年10月31日)の納税義務は免除されないことになる。

ところで、直前期の月数が7か月以下の場合には原則として改正法の適用除外とされている。本事例において、決算期が5月であった場合には、下図のように設立事業年度は7か月以下になり、結果として設立第2期の納税義務は免除されることになる(消令20の5①一)。なお、設立第3期の基準期間は設立事業年度となり、基準期間中の課税売上高を年換算して納税義務を判定することになるのであるが、これが1,000万円以下の場合には、特定期間(平成25年6月1日～平成25年11月30日)中の課税売上高と給与等の支払額により二次判定を行うことになる。この場合において、特定期間中の課税売上高等は年換算する必要はない。



注) 内容は、平成25年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。